

意思決定支援について

意思決定支援ガイドラインについて

これからお話する内容は
令和6年度 サービス管理責任者・児童発達支援管理
責任者指導者養成研修
専門コース別研修 意思決定支援コース
からの引用になります。

国内のさまざまな「意思決定支援」ガイドライン

■障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン

(H29.3 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部)

■認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン

(H30.6 厚生労働省)

■意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン

(R2.10 厚生労働省社会・援護局意思決定支援ワーキング・グループ)

■人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン

(H30.3 人生の最終段階における医療の普及・啓発の在り方に関する検討会)

『障害福祉サービス等の提供に係る 意思決定支援ガイドライン』の概要

I ガイドラインの背景と趣旨

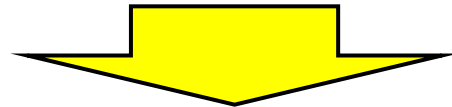
障害者総合支援法

「意思決定支援」を重要な取組として位置付けている。

- 障害者本人（以下「本人」という。）が「どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保される」（第1条の2（基本理念））
- 指定相談支援事業者及び指定障害福祉サービス事業者等は、障害者等の意思決定の支援に配慮するよう努める（第42条、第52条の22）

障害者基本法

国及び地方公共団体は、障害者の意思決定の支援に配慮しつつ、相談業務、成年後見制度、権利利益の保護等のための施策又は制度が、適切に行われ又は広く利用されるようにしなければならない



障害福祉サービスの提供は、本人の意思決定支援に基づくことが原則

Ⅱ 総論

1. 意思決定支援の定義

意思決定支援とは、自ら意思を決定することに困難を抱える障害者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り本人が自ら意思決定できるよう支援し、本人の意思の確認や意思及び選好を推定し、支援を尽くしても本人の意思及び選好の推定が困難な場合は、最後の手段として本人の最善の利益を検討するために事業者の職員が行う支援の行為及び仕組みをいう。

2. 意思決定を構成する要素

(1) 本人の判断能力

障害による判断能力の程度は、意思決定に大きな影響を与える。意思決定を進める上で、本人の判断能力の程度について慎重なアセスメントが重要。

(2) 意思決定支援が必要な場面

①日常生活における場面

食事・衣服の選択・外出・排せつ・整容・入浴等基本的な生活習慣に関する場面の他、複数用意された余暇活動プログラムへの参加を選ぶ等の場面が考えられる。職員が行う直接支援の全てに意思決定支援が含まれる

②社会生活における場面

自宅からグループホームや入所施設等に住まいの場を移す場面や、入所施設から地域移行してグループホームや一人暮らしを選ぶ場面等が考えられる。本人の意思確認を最大限の努力で行うことを前提に、事業者、家族や成年後見人等が集まり、判断の根拠を明確にしながら意思決定支援を進める必要がある。

(3) 人的・物理的環境による影響

意思決定支援は、本人に関わる職員や関係者による人的な影響や環境による影響、本人の経験の影響を受ける。

3. 意思決定支援の基本的原則

- (1) 本人への支援は、自己決定の尊重に基づき行うことが原則
本人の自己決定にとって必要な情報の説明は、本人が理解できるよう工夫して行う
- (2) 職員等の価値観においては不合理と思われる決定でも、他者への権利を侵害しないのであれば、その選択を尊重するよう努める。
- (3) 本人の自己決定や意思確認がどうしても困難な場合は、本人をよく知る関係者が集まって、本人の日常生活やサービス提供場面における表情や感情、行動に関する
記録などの情報、これまでの生活史、人間関係等様々な情報を把握し、根拠を明確にしながら障害者の意思及び選好を推定

4. 最善の利益の判断

本人の意思を推定することがどうしても困難な場合は、第三者が本人にとっての最善の利益を判断せざるを得ない場合がある。最善の利益の判断は最後の手段

(1) メリット・デメリットの検討

複数の選択肢からメリット・デメリットを可能な限り挙げ、比較検討する。

(2) 相反する選択肢の両立

二者択一の場合においても、相反する選択肢を両立させることを考える

(3) 自由の制限の最小化

本人の生命・身体を守るために、行動の自由を制限せざるを得ない場合でも他にないか慎重に検討し、自由の制限を最小化する。

5. 事業者以外の視点からの検討

事業者以外の関係者も交えて意思決定支援を進める。本人の家族や知人、成年後見人、ピアサポーター等が、本人に直接サービスを提供する立場とは別の第三者として意見を述べることにより、多様な視点から本人の意思決定支援を進めることができる。

6. 成年後見人等の権限と関係

意思決定支援の結果と成年後見人等の身上配慮義務に基づく方針が齟齬をきたさないよう、意思決定支援のプロセスに成年後見人等の参画を促し、検討を進める。

Ⅲ 各 論

1. 意思決定支援の枠組み

(1) 意思決定支援者の配置

意思決定支援計画の作成、意思決定支援会議の企画・運営など、意思決定支援の仕組みを作る役割（サービス管理責任者や相談支援専門員が兼務など）

(2) 意思決定支援会議の開催

本人参加の下で、意思決定が必要な事項に関する参加者の情報を持ち帰り、意思を確認したり、意思及び選好を推定したりする仕組み「サービス担当者会議」や「個別支援会議」と一体的に実施することが考えられる

(3) 意思決定支援計画の作成とサービスの提供

意思決定支援会議により確認された本人の意思を反映したサービス等利用計画や個別支援計画（意思決定支援計画）の作成とし、意思決定に基づくサービスの提供

(4) モニタリングと評価及び見直し

意思決定を反映したサービス提供の結果をモニタリング、評価し、さらに意思決定が促進されるよう見直す

意思決定支援の流れ

「意思決定支援の枠組み」の概念図です。

意思決定が必要な場面 ・ サービスの選択 ・ 居住の場の選択 等



本人が自分で決定できるような支援



自ら意思決定することが困難な場合

意思決定支援責任者の選任とアセスメント

(相談支援専門員・サービス管理責任者兼務可)

□本人の意思決定に関する情報の把握方法、意思決定支援会議の開催準備等

□アセスメント・本人の意思確認・日常生活の様子を観察・関係者からは情報収集・本人の判断能力自己理解、心理的状況等の把握、本人の生活史等、物理的環境等のアセスメント・体験を通じた選択の検討 等



意思決定支援会議の開催

(サービス担当者会議・個別支援会議と兼ねて開催可)

□本人・家族・成年後見人等・意思決定支援責任者・事業者・関係者等による情報交換や本人の意思の推定、最善の利益の判断



意思決定の結果を反映したサービス等利用計画・個別支援計画（意思決定支援計画）の作成とサービスの提供、支援結果等の記録

支援から把握される表情や感情、行動等から読み取れる意思と選好等の記録

意思決定に関する記録の
フィードバック



2. 意思決定支援における意思疎通と合理的配慮

□本人が、意思決定に必要な情報を十分理解し、決定に活用できるよう配慮をもって説明し、決定したことの結果起こり得ること等を理解できるよう、意思疎通における合理的配慮を十分行うことが重要

3. 意思決定支援の根拠となる記録の作成

□本人のこれまでの生活環境や生活史、家族関係、人間関係、嗜好等の生活の全体像を理解することは、本人の意思を推定するための手がかり

4. 職員の知識・技術の向上

□意思決定支援の意識や知識の理解及び技術等の向上への取り組みを促進させることが重要

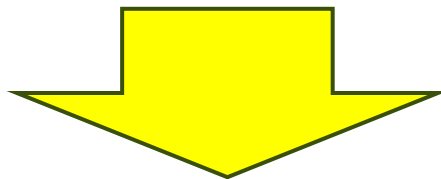
5. 関係者、関係機関との連携

- 事業者、家族や成年後見人等の他、関係者と連携して意思決定支援を進める意思決定支援会議に関係者等が参加するため、協議会を活用する等の体制整備が必要である。

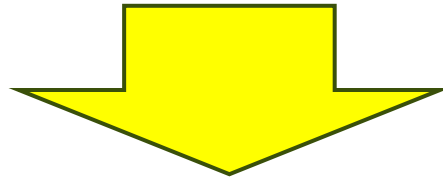
6. 本人と家族等に対する説明責任等

- 本人と家族等に対して、意思決定支援計画、意思決定支援会議の内容について丁寧に説明する。
- 苦情解決の手順等の重要事項について説明する
- 意思決定支援に関わった関係者は、守秘義務を厳守する

「意思決定支援」をする主体は誰でしょう？

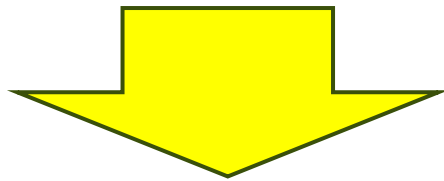


「意思決定支援」をする主体は誰でしょう？

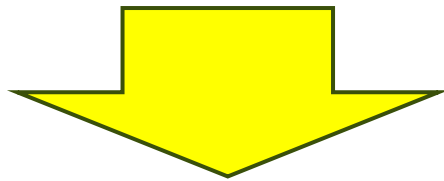


主体は支援者

「支援された意思決定」をする主体は誰でしょう？



「支援された意思決定」をする主体は誰でしょう？



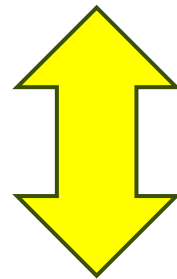
主体は本人

私には、意思決定をする権利があります。

（一人で意思決定することが難しい場合）

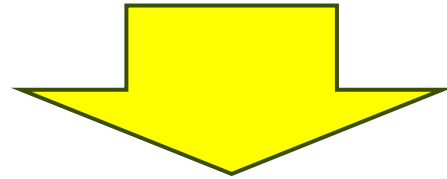
私には、支援された意思決定をする権利があります。

意思決定をする主体は本人

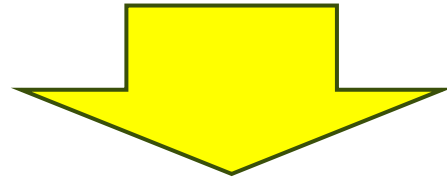


支援者はサポーター

「意思決定支援」は、目的ですか？手段ですか？

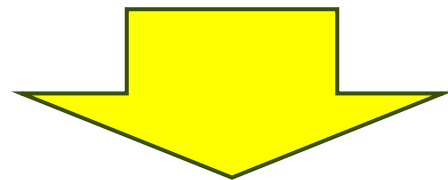


「意思決定支援」は、目的ですか？手段ですか？

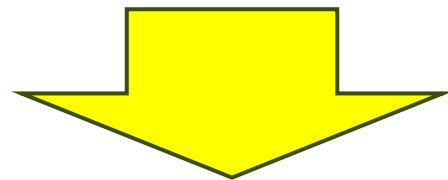


手段

「意思決定支援」の、目的は何ですか？



「意思決定支援」の、目的は何ですか？



本人が意思決定できること

でも、本人の意思決定がなかなか、
なされていないのが現状・・・。

意思決定を阻む要素とは…

- 話せなければ言葉（意思）がないと思ってしまう・・・。
- 表明がなければ、意思がないと思ってしまう
- 障害があることで、達成できる能力がないと判断してしまう
→本人の可能性を信じることができない

その理由はどこにあるのでしょうか

意思決定を阻む要素とは…

- 話せなければ言葉（意思）がないと思ってしまう・・・。
- 表明がなければ、意思がないと思ってしまう
- 障害があることで、達成できる能力がないと判断してしまう
→本人の可能性を信じることができない

その理由はどこにあるのでしょうか

サービス提供
機関の事情・利益優先

意思決定を阻む要素とは…

- 話せなければ言葉（意思）がないと思ってしまう・・・。
- 表明がなければ、意思がないと思ってしまう
- 障害があることで、達成できる能力がないと判断してしまう
→本人の可能性を信じることができない

その理由はどこにあるのでしょうか

サービス提供
機関の事情・利益優先

安全を保障できない
責任を持ちかねる
(リスク回避)

意思決定を阻む要素とは…

- 話せなければ言葉（意思）がないと思ってしまう・・・。
- 表明がなければ、意思がないと思ってしまう
- 障害があることで、達成できる能力がないと判断してしまう
→本人の可能性を信じることができない

その理由はどこにあるのでしょうか

サービス提供
機関の事情・利益優先

安全を保障できない
責任を持ちかねる
(リスク回避)

情報・経験の不足

意思決定を阻む要素とは…

- 話せなければ言葉（意思）がないと思ってしまう・・・。
- 表明がなければ、意思がないと思ってしまう
- 障害があることで、達成できる能力がないと判断してしまう
→本人の可能性を信じることができない

その理由はどこにあるのでしょうか

サービス提供
機関の事情・利益優先

安全を保障できない
責任を持ちかねる
(リスク回避)

情報・経験の不足

先回りして代行してし
まう
(パターンリズム)

「意思決定支援」における基本的考え方

基本の3つの考え方（理念・原則）

基本の3つの考え方（理念・原則）

□ 最善の利益（ベスト・インタレスト）

- 代理代行決定に関する考え方

□ 意思と選好に基づく最善の解釈

- 代理代行決定：支援付き意思決定に関する考え方

□ 本人から表出された意思・心からの希望（エクスプレス・ウィッシュ）

- 素からの意思

- 支援付き意思決定に関する考え方

国連・障害者権利条約 1 2 条

- 1, 締約国は、障害のある人がすべての場所において、法律の前に人として認められる権利を有することを再確認する。
- 2, 締約国は、障害のある人が生活のあらゆる側面において他の者との平等を基礎として法的能力を享有することを認める。
- 3, 締約国は、障害のある人がその法的能力の行使に当たり必要とする支援にアクセスすることができるようにするための適切な措置をとる。
- 4, 締約国は、国際人権法に従い、法的能力の行使に関連するすべての措置には濫用を防止するための適切かつ効果的な保護が含まれることを確保する。当該保護は、法的能力の行使に関連する措置が障害のある人の権利、意思及び選好を尊重すること、（後略）

国連・障害者権利委員会（一般的意見1号（条約第12条）

□ para21, 著しい努力がなされた後も、個人の意思と選好を決定することが実行可能ではない場合、「意思と選好に基づく最善の解釈」（best interpretation of will and preferences）が「最善の利益」の決定に取ってかわらなければならない。これにより、第12条第4項に従い、個人の権利、意思及び選好が尊重される。「最善の利益の原則は、成人に関しては、第12条に基づく保護措置ではない。障害のある人による、他の者との平等を基礎とした法的能力の権利の享有を確保するには、「意思と選好」のパラダイムが「最善の利益」のパラダイムに取ってかわらなければならない。

優先順位による整列

- 表出した意思・心からの希望（エクスプレス・ウィッシュ）



- 意思と選好に基づく最善の解釈



- 最善の利益（ベスト・インタレスト）

支援付き意思決定と代理代行決定は何が違うの？

～「意思決定支援」定義の再考～

厚生労働省発出の技術的助言（平成29年3月31日付）
「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」でも用いられている

いわゆる「意思決定支援」

①表出された意思・心からの希望
（エクスプレス・ウィッシュ）



支援付き意思決定（の支援）＝本人が意思決定主体

②意思と選好に基づく最善の解釈

代理代行決定＝第三者が意思決定主体

③最善の利益（ベスト・インタレスト）



「客観的最善の利益」に基づく「意思決定支援」では…**本人意思が引っ張られる？**

日常生活における意思決定とは

□必ずしも法律行為に至らない

□必ずしも重大な医療上の判断を求めない

□時間に制限されない

□意思の表明・表出および決定である。

日常生活として基本的な生活習慣や生活参加に係る行為、すなわち食事、衣服の選択、外出、排泄、整容、入浴等基本習慣であるとか、あるいは余暇活動、障害福祉サービスの利用等であって、事実行為の要素が強い（3つのガイドラインから抜粋、編集）

法律や医療上の重大な意思決定と 日常生活における意思決定の違い

- 今もしくは近々に（どうしても）決めなければならないか
- 決定者の確定、責任の所在
- 決定帰結の活用
- 継続性・修正可能性（形成性）
- 本人（被後見人等）の意思能力判定の適用基準
- 代理代行による決定までを必要とするか否か

レスキューモデルとエンパワメントモデル

□ レスキューモデル

- 【状況】 解決の要請程度が高い、緊急性がある、時間的に限りがある（切迫性がある）、ような場合
- 【目標設定】 本人の抱える課題や不適切な生活を改善し、相対的に安定した状態に至らせる。本人意思の確認や「最善の解釈」に必要な情報の収集に努力するが、必ずしも十分にはできない
- 【支援の在り方】 結果、最善の利益を尊重もしくは配慮した、代理代行決定に至ることも多い。
- **【本人以外から始まる意思決定】**

レスキューモデルとエンパワメントモデル

□ エンパワメントモデル

- 【状況】 差し迫った解決要請ではなく、本人の意思決定がより高められることに目標がある。時間的に差し迫っていない。
- 【目標設定】 本人意思をより良く表出できるようにし、意思決定に関する自己効力感（セルフ・エフィカシー）を高める。自分で決めるプロセスを拡大しながら、より長期的な目標につなげていく。
- 【支援の在り方】 「表出された意思」や「意思と選好に基づく最善の解釈」を適用する。重要なのは、自己選択と管理（チョイス&コントロール）が高まるようにすること。意思決定支援の実施よりむしろ、意思決定支援の関わり方を育てる。（本人も支援者も育つ）
- **【本人から始まる意思決定】**

日常生活における意思決定の支援との接続

(情報を反映)

(支援結果を考慮)

エンパワメントモデルの相

レスキューモデルの相

エンパワメントモデルの相

- ・ “決めたいこと” に対応
- ・ 決めやすい環境形成、自己効力感（セルフ・エフィカシー）を高める
- ・ 選好の収集

- ・ “決めなければならない” 事態に対応

- ・ “決めたいこと” に対応
- ・ 決めやすい環境形成、自己効力感（セルフ・エフィカシー）を高める
- ・ 選好の収集

(日常生活)

(非日常生活な事態)

(日常生活)

意思決定の支援の層

代理代行決定、Best interests meeting



手順が第三者に聞かれ、帰結が公に利用される

個々の意思決定場面に
対する支援

- ・ 日常の意思決定支援（意思疎通支援・意思形成支援・環境調整）
- ・ 危急時の意思決定支援／レスキューモデル
- ・ 困難な人の支援／コミュニケーションの工夫
- ・ 「意思と選好」の活用

意思決定を育てる
／支援を育てる

- ・ 内発的動機付け／自己効力感の形成／エンパワメントモデル
- ・ エクスプレス・ウィッシュ／小さくても自分自身の願い
- ・ 支援のチーム形成／チームも育つ／ストレングスモデルとの関連
- ・ 決定支援に対する感度を高める

環境の整備

- ・ 話しやすい場所、時間、相手、方法など
- ・ 意思決定支援に関する考え方、態度やルールの共有／保護からの踏み出し、「リスクの尊厳」
- ・ 研修の実施／協議の場の形成
- ・ 選好情報の収集・蓄積・共有・更新

豊かな経験

- ・ 多くの体験→選択肢を得る体験
- ・ 決定と表出の良い経験
- ・ 内発的動機付け・自己効力感への配慮



決定の実現とその支援

どうしたいか、を豊かな経験によって育む ／周囲が大切にする

☐ 自分の中に選択肢をたくさん作る

- ☐ 選択肢を作ってこなかったのに、さあ選べと言われても無理

☐ 好きなものを選ぶ経験をたくさん作る

- ☐ 事業所のイベントで買い物をしたAさん
- ☐ 自分の好きなものが自分で分かるためには、選ぶ経験を大切にする

☐ その人の好みを周りも大切にする

- ☐ 身だしなみは周囲がつくる

意思を決定する支援

どんなに重度の障がいのある方でも、**必ず**「意思」や「思い」、「気持ち」が**あり**、自分で決めることができる可能性があるという前提。

意思決定支援の流れ

意思形成支援



意思表出支援



意思決定支援

- ・ 人の環境は整っているか
- ・ 様々な経験を積む機会はあるか
- ・ 様々な情報提供はされているか
- ・ 幼少期から年齢に応じて選ぶ機会が提供されているか

- ・ 本人が自らの意思を表出・表現できるように具体的に支援されているか
- ・ 表出されている意思に気づく支援者であるか

各圏域でも、「専門コース別研修：意思決定支援研修」が開催されています。

興味のある方は、調べてみてください！！

演習では、猪苗代太郎さんの意思を大事して、個別支援計画書を作成できるようにしていきましょう！！